

Client Alert

15 September 2026

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



増本 充香
パートナー
03 6271 9534
mika.masumoto@bakermckenzie.com

証拠開示手続における Relativity aiR の使用に関する注目すべき米国連邦地方裁判所の判断

1. はじめに

米国における証拠開示の際の開示対象文書の特定に際して、生成 AI を使用することはできるのだろうか。この問題について重要な示唆を含む判断が、2026 年 7 月 1 日、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所で行われた（以下、「本件事件」）¹。

本件事件の証拠開示手続において、被告である LinkedIn は、原告に対して、Relativity aiR（Relativity 社の生成 AI を活用した文書レビュー・プラットフォーム）を利用して開示対象文書を絞り込んだところ、原告は、これに対して複数の異議を提起した。裁判所は従来の証拠開示の際の原則を前提として、被告が実施した検索文字列（search strings）による絞り込み及び生成 AI を活用した関連性（responsiveness）判断は合理的かつ比例的（reasonable and proportional）であると判断し、Relativity aiR を使用した開示証拠の絞り込みを認めた。さらに裁判所は、開示証拠に具体的な問題点が特定されない限り、生成 AI ツールに関する追加の指標の開示を求める必要はないと判断した。

本判決から得られる実務上の示唆は以下のとおりである。

- 裁判所は、生成 AI によるレビュー・プラットフォームを評価する際、AI 特有の新たな義務を課すのではなく、従前どおり、合理性（reasonableness）及び比例性（proportionality）の基準を適用する可能性が高い。
- 当事者は、生成 AI レビュー・ツールを利用する前段階として、従前どおり、適切な検索用語を用いて文書を事前に絞り込む（pre-cull）ことができる。
- 開示証拠に具体的な問題が確認されない限り、当事者が生成 AI の検証指標や開示証拠の特定方法の詳細を開示するよう命じられる可能性は低い。
- 裁判所は生成 AI ツールの利用を受け入れつつある。ツール自体の是非ではなく、当該ツールを活用した証拠開示手続の適切性に注目している。

2. 本判決の概要

(1) 背景

本件事件は、LinkedIn を被告とする反トラスト法上の集団訴訟（クラスアクション）であり、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所において係属し

¹ Schulte v. LinkedIn Corp., No. 22-cv-00237-HSG (LB) (N.D. Cal. July 1, 2026).



ていた。証拠開示の過程で、LinkedIn は、裁判所の命令による ESI（電子的保存情報）プロトコルに従い、まず 25 個の検索文字列（search strings）を用いて対象文書を絞り込み、その後 Relativity aiR を用いて関連性（responsiveness）を判断することを開示した。

これに対して、原告は裁判所に対し、検索用語やキーワードによる事前絞り込みを禁止すること、絞り込み後の文書集合だけでなく、合意されたすべての文書保管者（custodian）のファイルに対して Relativity aiR を適用すること、elusion estimates やレビュー担当者数などの追加的な検証指標の開示を命じることを求めた。しかし、Laurel Beeler 治安判事はこれらの申立てをいずれも却下した。

(2) TAR の枠組みでの判断

裁判所は、LinkedIn による Relativity aiR の利用を、従来型 TAR（technology-assisted review）と同じ開示義務の枠組みの中で検討した。ESI プロトコルは、非関連文書を除外するために TAR を利用する場合、その旨を開示することを求めている。裁判所は、LinkedIn が Relativity aiR を使用する旨を通知し、さらに、原告の求めに応じて、シードセット（seed set）又はトレーニングセットの有無、Relativity aiR が最終的な関連性判断を行うか、及び人間による品質管理（quality control）レビューを行うかという情報についても開示していたことから、ESI プロトコルの要件は十二分に満たされていると判断した。

本判決は、生成 AI レビューについて別個又は強化された開示義務が必要であるとは判断していない。文書を提出する当事者にとって、既存の ESI プロトコルの下では、生成 AI レビューも TAR と同様に扱えばよいことを示している。すなわち、ESI プロトコルが TAR について要求する開示内容がそのまま生成 AI レビューにも適用される可能性が高い。

さらに原告は、Relativity aiR は、検索用語で絞り込んだ文書集合ではなく、合意された全ての文書に対して適用されるべきであると主張したが、裁判所はこれを退けている。裁判所は、従来型 TAR に関する判例を引用し²、Relativity aiR によるレビュー前に検索用語で文書群を絞り込むことは、連邦民事訴訟規則第 26 条(b)及び第 34 条(b)(2)が定める合理性及び比例性の要件を満たすと判断した。

裁判所によれば、この結論を覆すためには、検索用語自体が不適切又は過度に限定的であることを立証する必要がある。しかし原告は、検索用語による絞り込み自体が許されないと主張しただけで、LinkedIn が使用した検索用語の欠陥を示さなかった。裁判所は、検索用語について当事者間で協議を行うよう命じたが、検索用語による事前絞り込みそのものは認めた。さらに裁判所は、19 名の文書保管者（custodian）の全文書について Relativity aiR を適用することは比例性を欠くとも指摘した。大量の文書进行处理する場合、データ処理費用、ホスティング費用、人的レビュー費用が大幅に増加するためである。

² *Livingston v. City of Chicago*, No. 16-cv-10156, 2020 WL 5253848, at 3 (N.D. Ill. Sept. 3, 2020); *In re Biomet M2a Magnum Hip Implant Prods. Liab. Litig.*, No. 3:12-MD-2391, 2013 WL 1729682, at 2 (N.D. Ind. Apr. 18, 2013).



(3) 具体的な欠陥がなければ「Discovery on Discovery」は認められない

裁判所は、Relativity aiR の使用に関する elusion estimates、レビュー担当者数、その他の検証指標の追加開示も命じなかった。理由は 2 つある。第 1 に LinkedIn の開示内容は、ESI プロトコルが定める TAR の開示義務を既に満たしていたこと、第 2 に裁判所は、「Discovery on Discovery」は、開示結果に具体的な欠陥が示されない限り認められないという原則を適用したことである。原告は対象文書群の規模の大きさを指摘したが、裁判所はそれだけでは不十分であると判断した。

3. 本判決の意義

本判決を通じて裁判所が一貫して重視したのは、「連邦民事訴訟規則第 26 条の合理性及び比例性」であり、生成 AI プラットフォーム自体の妥当性やアルゴリズムを検証することではなかった。本判決は、生成 AI を利用した証拠開示作業も、従来の TAR に関する法理の延長線上で評価されるという重要な方向性を示したものだといえる。

以上